

第1回 草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会 会議次第

日 時 平成23年7月27日(水)
午前10時から
場 所 人権センター2階大会議室

1. 開会

市長挨拶

2. 委員の委嘱および委員の紹介について(資料1)

3. 委員会設置要綱等について(資料2・3)

4. 委員長・副委員長の選出について

5. 草津川跡地利用基本構想の概要説明について(資料4)

- ・13学区地区での市民意見概要の説明

6. 審議

- (1) 基本計画検討委員会の議論の流れについて(資料5)
- (2) 基本構想における課題整理の流れ(資料6)
基本構想における検討事項
- (3) トータルデザインの必要性について(資料7)

7. その他

- ・基本構想の啓発活動(8月7日宿場まつり)
- ・次の日程調整

8. 閉会

【資料】

- 資料1: 草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会の委員名簿
- 資料2: 草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会の設置要綱
- 資料3: 草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会公開要領
- 資料4: 草津川跡地利用基本構想の概要説明について
- 資料5: 基本計画検討委員会の議論の流れについて
- 資料6: 基本構想における課題整理の流れについて
- 資料7: トータルデザインの必要性について

草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会名簿

資料 1

氏 名	所 属 等
伊勢村恭司	特定非営利活動法人 草津まちづくりNPO代表
大石 正	公募
勝部 増夫	J A 草津市代表理事理事長
北村 良藏	草津商工会議所会頭
小泉 翠	公募
小林 達男	大路区町内会連合会会長
駒井 喜行	草津市商店街連盟会長
清水 和廣	草津市社会福祉協議会会長
高田 昇	立命館大学政策科学部特任教授（都市計画）
田中 千秋	草津学区自治連合会会長
深田 知穂	公募
藤池 乗雄	山田学区自治連合会会長
北後 明彦	神戸大学都市安全研究センター教授（防災）
前島 昭憲	公募
松村 幸子	笠縫学区自治連合会会長
宮前 保子	(株)スペースビジョン研究所代表取締役所長（公園・環境）
山元 忠三	志津地区自治連合会会長

※敬称略、50音順

資料 2

草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会設置要綱

平成23年6月20日

告示第159号

(設置)

第1条 草津川跡地利用の基本計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い観点から検討および協議を行うことを目的として、草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画案に対する検討および協議に関すること。
- (2) 計画案の作成および資料整理に対する助言に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とする。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の審議に関する事務が終了する日までとする。

(役員)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見等

を聞くことができる。

5 会議は、原則として公開することとし、公開に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部草津川跡地整備室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第4条に規定する任期満了日限り、その効力を失う。

付 則 (平成23年7月15日告示第176号)

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会設置要綱（平成23年草津市告示第159号）第6条第5項に定める草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の定義)

第2条 この要領にいう公開とは、委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴および議事概要の公表をいう。

(公開方法)

第3条 会議は、広く市民等が参加できるよう配慮し、原則として傍聴を認めることとする。また、議事概要は、市民等に公表する。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、特に定めない。ただし、委員長が議事の進行に支障があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、入場の際、所定の場所で備え付けの傍聴人受付簿に住所および氏名を記載しなければならない。

(傍聴人が遵守すべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛にし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 議事に関して発言し、また、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) みだりに席を離れ、または議事の妨げまたは他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 会議室内で飲食、喫煙をしないこと。
- (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (5) 会議中は、写真撮影、録画、録音等は行わないこと。（ただし、委員長の許可を得た場合を除く。）
- (6) その他議場の秩序を乱し、または議事の妨害となるようなことをしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、それでもなおその指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人を退場させる、あるいは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。

(傍聴することができない者)

第9条 次に該当する者は、議事の進行に支障があると認め、傍聴することができない。

- (1) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
- (2) その他円滑な議事の運営を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(定めのない事項)

第10条 この要領に定めのない事項が生じたときは、そのつど、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成23年6月20日から施行する。
- 2 この要領は、草津市草津川跡地利用基本計画検討委員会設置要綱が効力を失う日限り、その効力を失う。



草津川廃川敷地は、本市に残された貴重な財産であり、未来につながるような土地活用を図るため、「草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会」を設立し、基本計画の見直しと恒久的整備の早期実現に向けた具体的検討を行ない、『草津川跡地利用基本構想』を策定しました。

1 草津川跡地利用基本構想の趣旨

「平成14年 草津川廃川敷地整備基本計画」の策定から8年が経過し、社会情勢や市民ニーズの変化がありました。また、平成22年には新たな市の将来ビジョンである第5次草津市総合計画を策定しました。

このような背景のもと、草津市が主体となり、学識経験者、地域代表者、市内団体代表者、公募市民の方々による『草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会』を設立し、基本計画の抜本的な見直しと恒久的整備の早期実現に向けた具体的な検討を行い「草津川跡地利用基本構想」を策定しました。

2 草津川跡地利用の基本方針

1) 4つの基本機能

草津川跡地の整備については様々な計画において検討がなされてきました。それらを踏まえた上で、さらに昨今の市民ニーズおよび社会的要請を考慮し、「緑」、「歴史」、「防災」、「交通」の4つの機能を整備、強化することで、まちと暮らしにうるおいを導く緑豊かで魅力ある空間を創出していくことを草津川跡地の土地利用における基本方針とすることとしました。

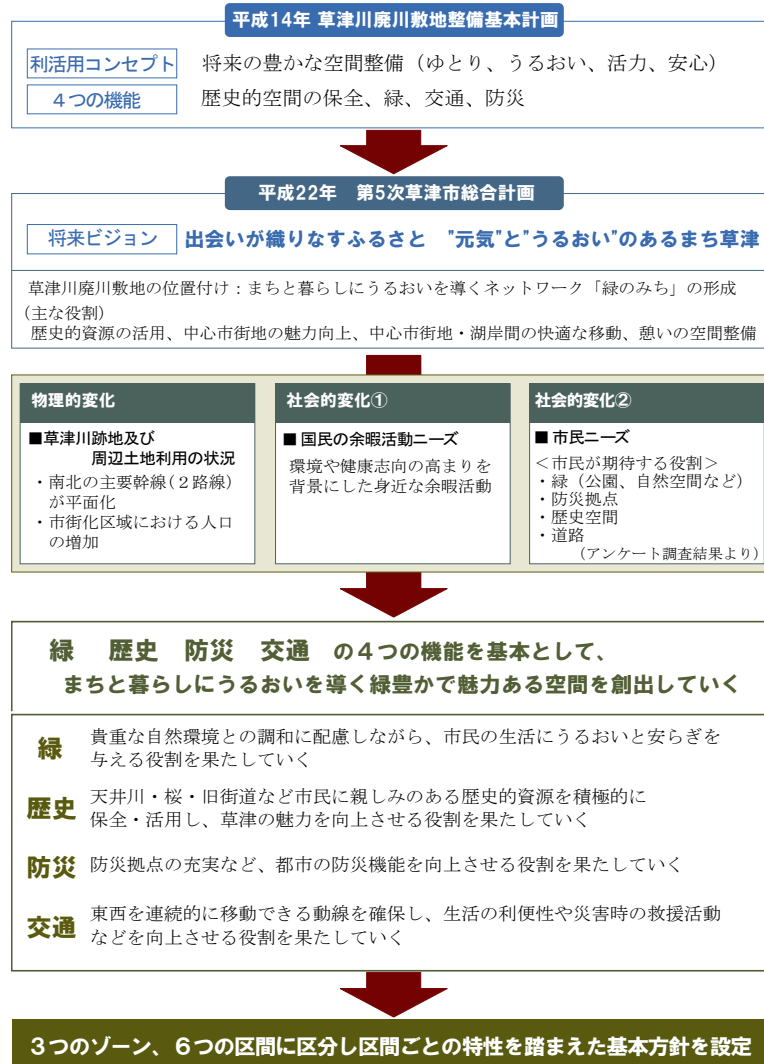


図-1 4つの基本機能

2) 3つのゾーンと6つの区間

対象地をA,B,Cの3つのゾーンに区分し、各ゾーンで「緑」、「歴史」、「防災」、「交通」の4つの機能を実現するための土地利用イメージを設定しました。さらに、市民ニーズ（アンケート調査）、社会的ニーズ、現況の土地利用等を踏まえて、6つの区間に区分し、区間毎の基本方針を設定しています。

また、草津川跡地の機能や魅力を高めるため、AからCの各ゾーンを縦断する「琵琶湖と市街地を結ぶ緑軸」の整備を進めるとともに、災害時の避難地や情報拠点としての「防災機能」や、東西のモビリティの向上などのための「交通機能」の強化・充実を図ります。

表-1 3つのゾーンと6つの区間

ゾーン名	対象区間	土地利用イメージ
Aゾーン	区間⑤ (JR 琵琶湖線～国道1号) 区間⑥ (国道1号～JR 東海道新幹線)	にぎわいのある歴史的な空間
Bゾーン	区間③ (浜街道～大津湖南幹線) 区間④ (大津湖南幹線～JR 琵琶湖線)	市民に身近な生活空間
Cゾーン	区間① (湖岸道路～メロン街道) 区間② (メロン街道～浜街道)	潤いのある自然を生かした空間

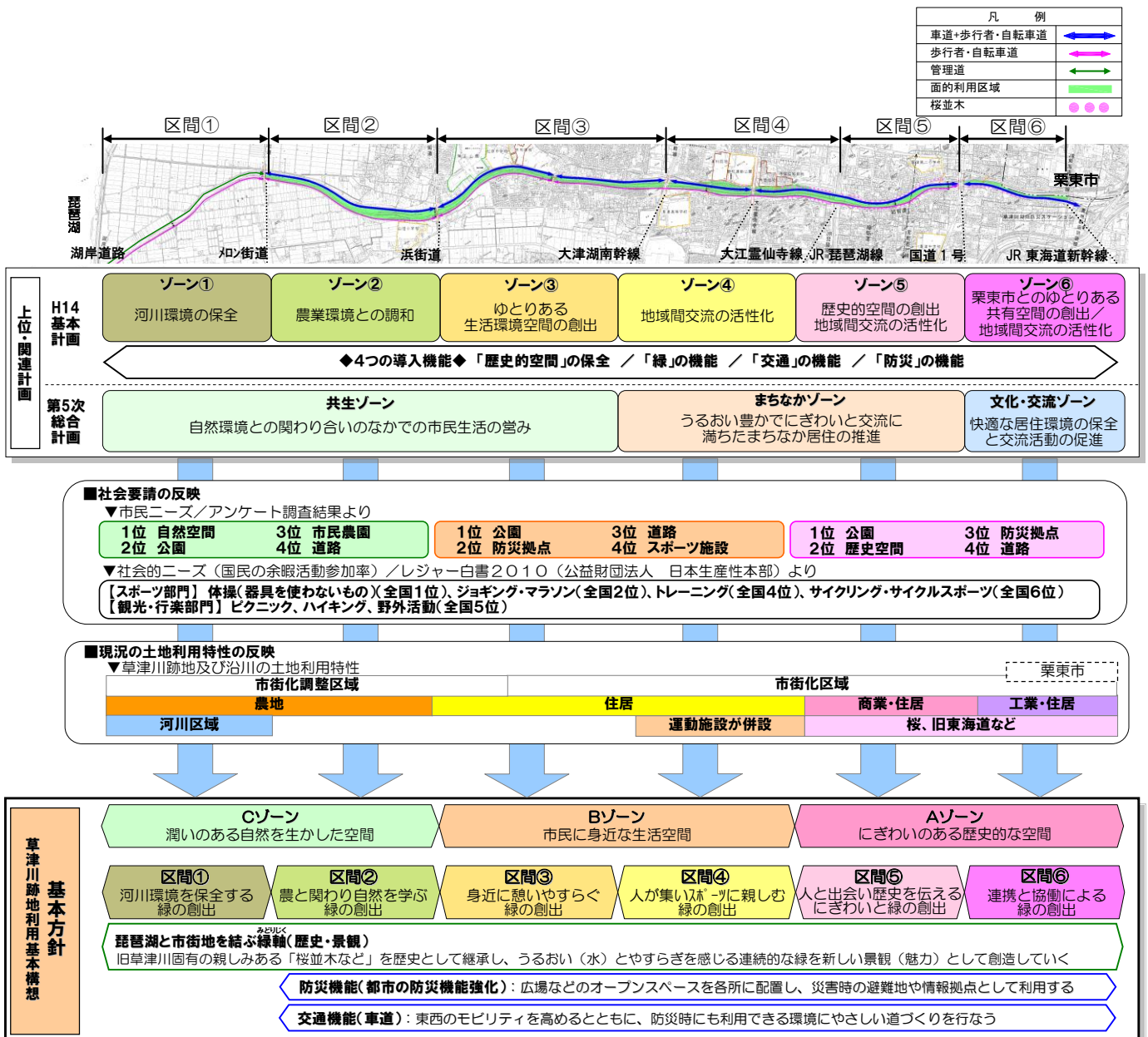


図-2 草津川跡地利用の基本方針

3 草津川跡地利用基本構想

1) 区間① (約 1.3km 湖岸道路～メロン街道)

[土地利用の基本方針] 河川環境を保全する緑の創出

区間①では、琵琶湖や河川の自然環境を保全しながら、人とふれあえる新しい緑の空間を創出します。

具体的には琵琶湖につながる自然生態系を保全・活用した新たな水辺環境づくりや、自然環境や地形特性を活かした、自然にふれあえる空間づくりを目指します。

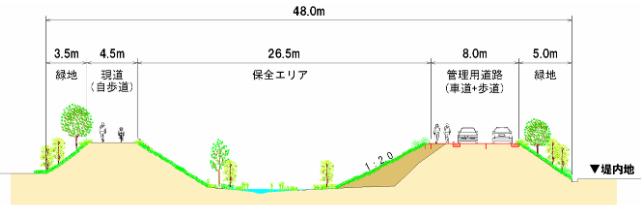
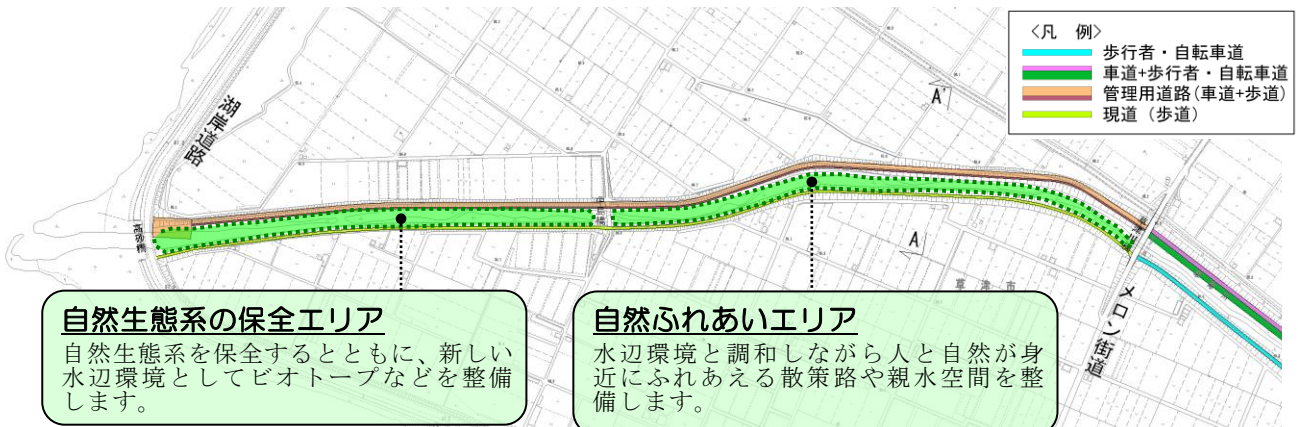


図-3 標準断面図 (区間①)



自然生態系の保全エリア

自然生態系を保全するとともに、新しい水辺環境としてビオトープなどを整備します。

自然ふれあいエリア

水辺環境と調和しながら人と自然が身近にふれあえる散策路や親水空間を整備します。

図-4 空間整備イメージ (区間①)

2) 区間② (約 1.2km メロン街道～浜街道)

[土地利用の基本方針] 農と関わり自然を学ぶ緑の創出

区間②では、農地主体の地域であり琵琶湖の広大な自然を肌で感じられるという特性を活かし、農と関わりながら自然を学べる緑の空間を創出します。

具体的には農業体験などを通じて都市と農村が交流を深める場づくり、資源の循環拠点として位置づけ、農地に再利用できる堆肥づくり、自然を身近に体感し、自然の大切さを学べる場づくりなどを進めます。

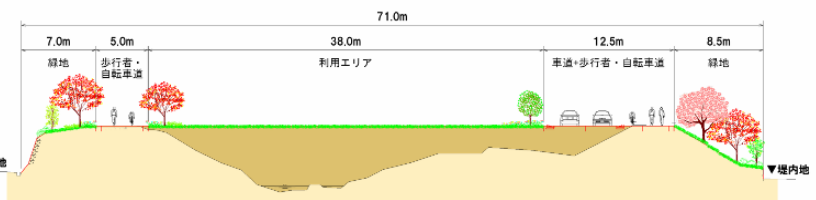
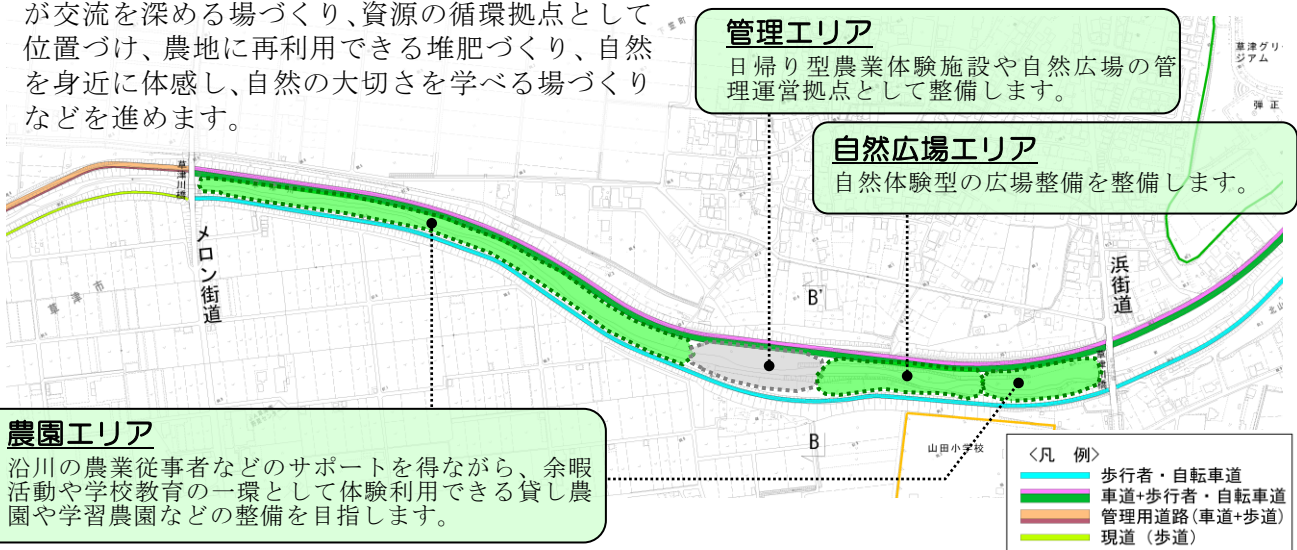


図-5 標準断面図 (区間②)



管理エリア

日帰り型農業体験施設や自然広場の管理運営拠点として整備します。

自然広場エリア

自然体験型の広場整備を整備します。

農園エリア

沿川の農業従事者などのサポートを得ながら、余暇活動や学校教育の一環として体験利用できる貸し農園や学習農園などの整備を目指します。

図-6 空間整備イメージ (区間②)

3) 区間③ (約 1.7km 浜街道～大津湖南幹線)

[土地利用の基本方針] 身近に憩いやすらく緑の創出

区間③では、子どもから高齢者まで、市民の健康づくりをテーマにしながら、身近に憩いやすらげる緑の空間を創出します。

具体的には年齢層に合わせた健康増進の場づくり、身近に憩いふれあえる、うるおいとやすらぎを感じる空間づくり、隣接する都市公園や未利用地と一体となった空間づくりなどを進めます。

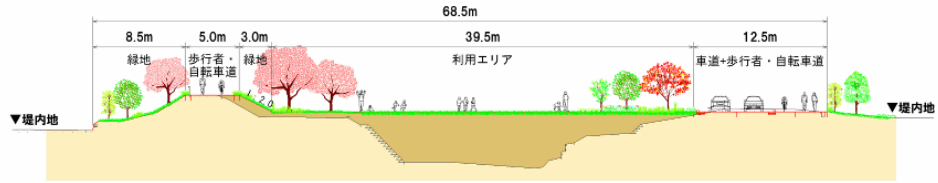


図-7 標準断面図 (区間③)



図-8 空間整備イメージ (区間③)

4) 区間④ (約 1.2km 大津湖南幹線～JR 琵琶湖線)

[土地利用の基本方針] 人が集いスポーツに親しむ緑の創出

区間④では、草津市のスポーツ拠点として隣接する野村運動公園や未利用地と一体的な土地利用を図り、人が集いスポーツに親しむ緑の空間を創出します。

具体的には利用ニーズをふまえた魅力あるスポーツ空間づくり、身近に憩いふれあえ、うるおいとやすらぎを感じる空間づくり、桜などの歴史性を活かしたにぎわいある空間づくりを目指します。

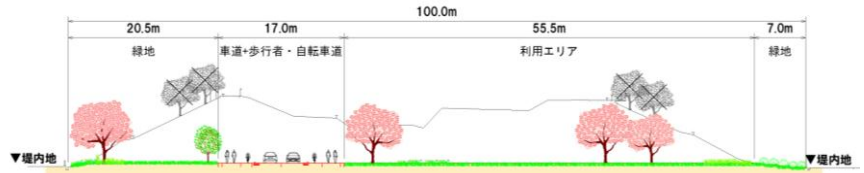


図-9 標準断面図 (区間④)

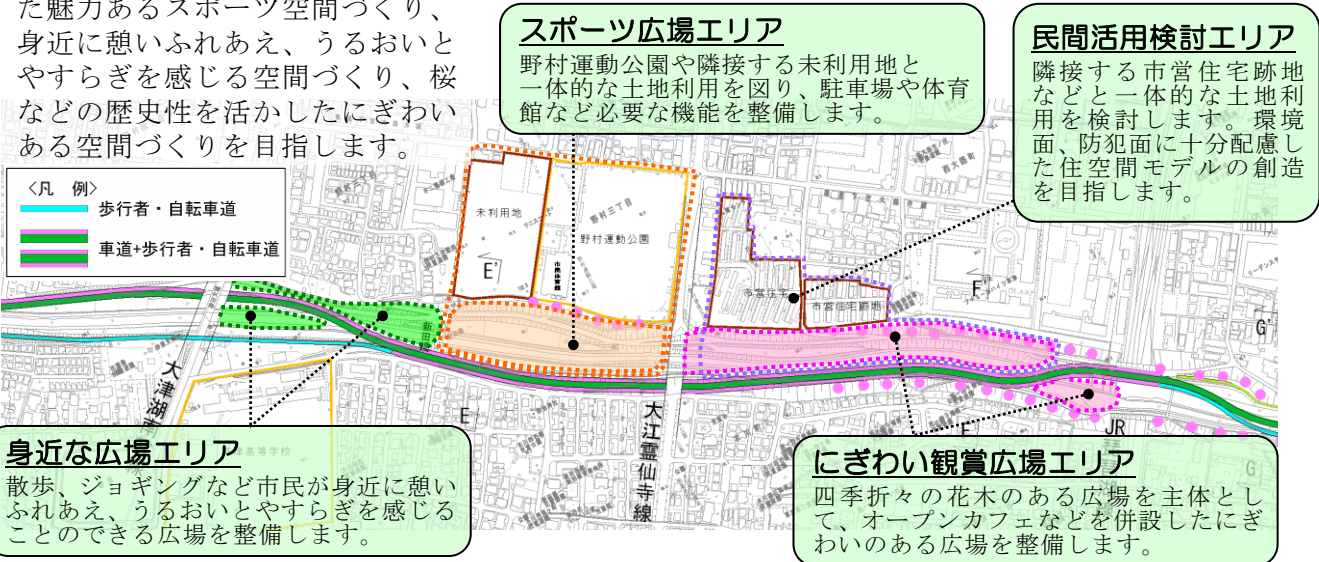


図-10 空間整備イメージ (区間④)

5) 区間⑤ (約 0.9km JR 琵琶湖線～国道 1 号)

[土地利用の基本方針] 人と出会い歴史を伝えるにぎわいと緑の創出

区間⑤では、草津市の貴重な歴史的資源や旧草津川の特長である眺望や優れた景観を残していくため、天井川の堤体を保全します。また、宿場まつりなどを通じて草津の歴史や文化を後世に伝えていくため、人と出会い、歴史を伝えるためのにぎわいと緑の空間を創出します。

交通機能が必要かどうかについては、住民の方々などに参画いただく会議等も開催しながら、基本設計において検討を進めます。

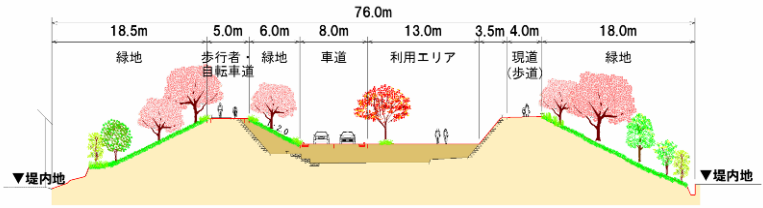


図-11 標準断面図 (区間⑤)

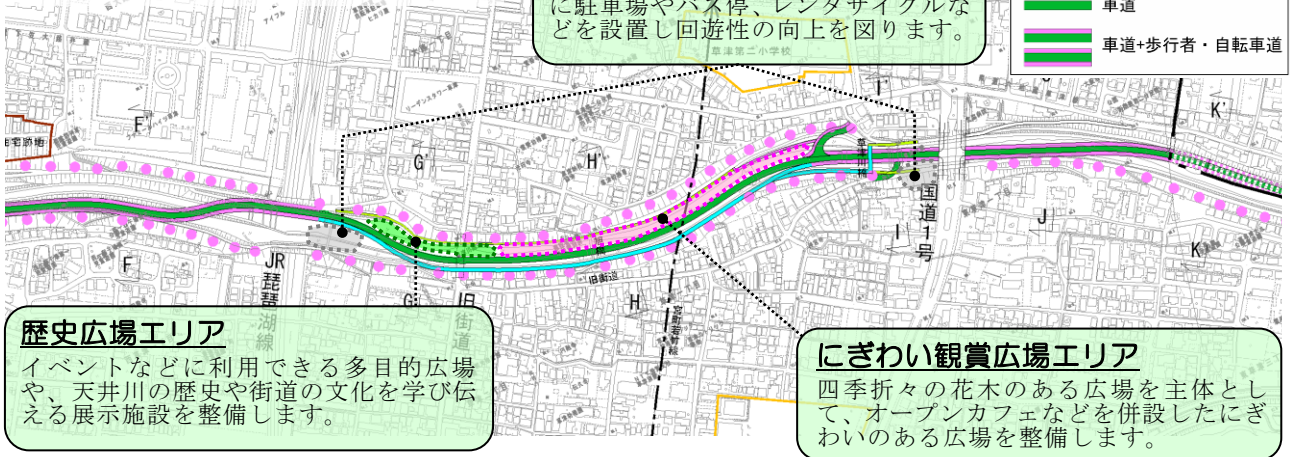


図-12 空間整備イメージ (区間⑤)

6) 区間⑥ (約 0.7km 国道 1 号～JR 東海道新幹線)

[土地利用の基本方針] 連携と協働による緑の創出

区間⑥では、廃川敷地の中心部に栗東市との行政区域界が通っていることから、一体的な土地利用を図っていくためには栗東市との調整が必要不可欠となります。草津川跡地としてより良い土地利用が図れるよう、関係機関と連携し協働で緑を創出します。

具体的には天井川の歴史や街道文化を感じ伝える空間づくりや桜などの歴史性を活かしたにぎわいある空間づくり、回遊性を高める駐車場の整備を行います。



図-13 標準断面図 (区間⑥)

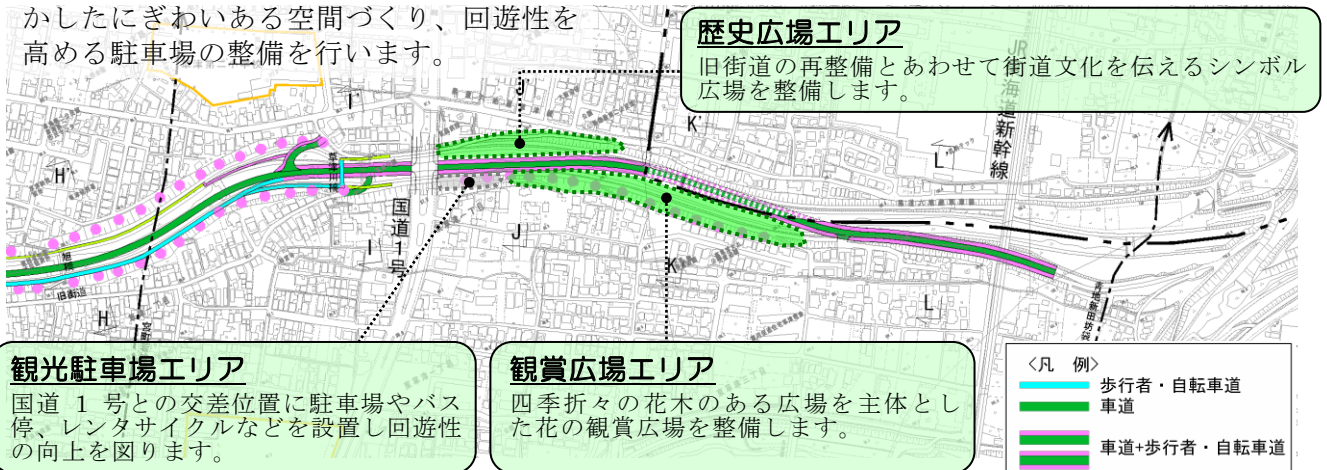


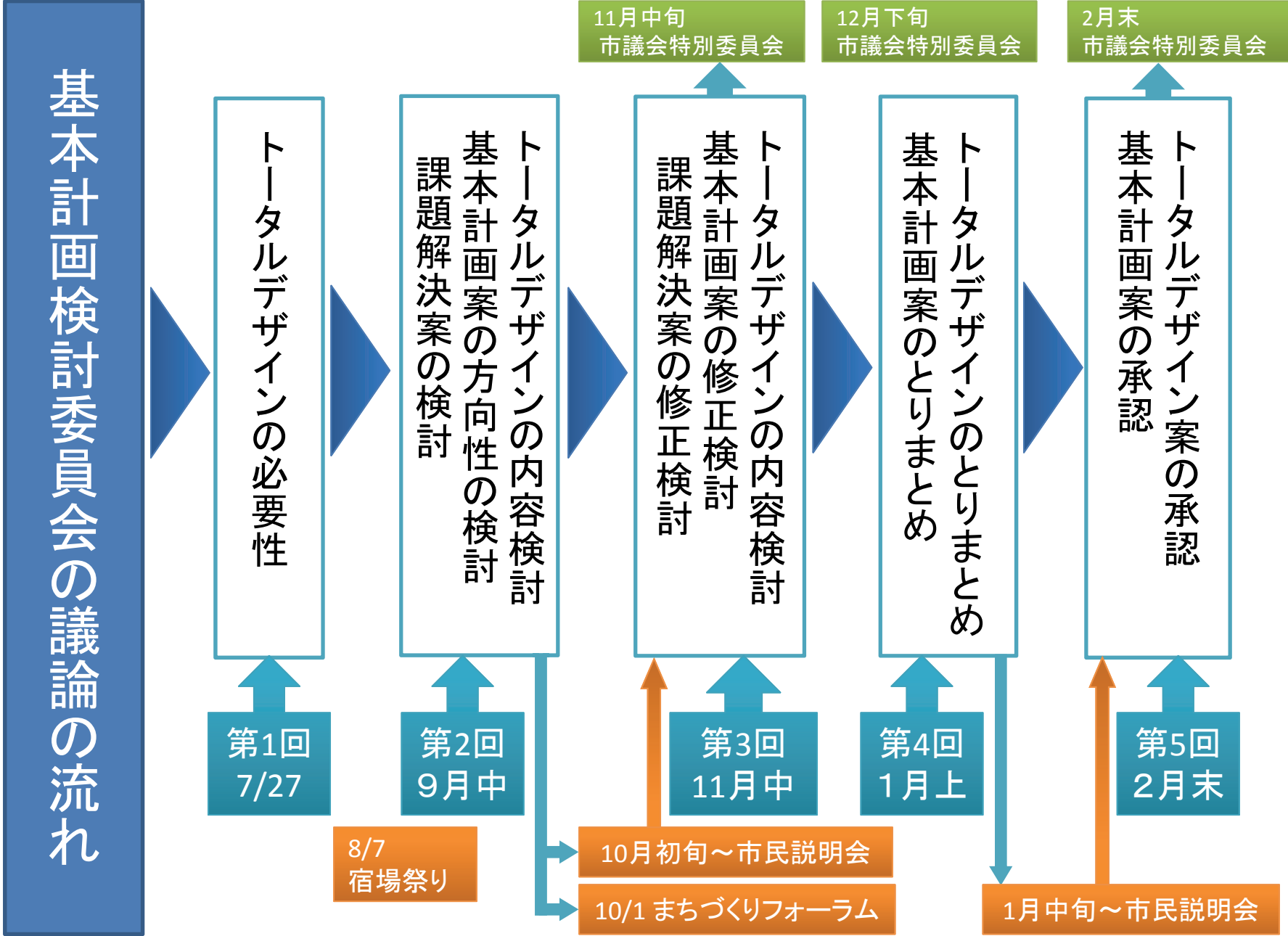
図-14 空間整備イメージ (区間⑥)

草津川跡地利用基本構想にかかる13学区・地区説明会の意見・質問一覧

学区・地区	開催日	参加人数	意見・質問の要約	主要な意見・質問
志津	平成23年6月15日	17人	① 草津川で南北に分断されていた状況を解消してもらいたい。 ② 草津川跡地の道路整備に止まらず、国道1号線と山手幹線までの道路整備を計画してもらいたい。 ③ 財源はどうなるのか。	●平成14年にも説明会があり、交通も整備し、芝生広場を作り、旧の草津川で分断されていた部分をなくすとおっしゃっていた。 ●堤防が土手ようになっていたので、なくして往来できるように道路整備がされると思っています。 ●完成の目標年月は決まっていますか。 ●財源についても、国の補助金か、県のお金か、市のお金か聞かせていただきたい。 ●国道1号線から新幹線までのアクセスする道路の整備とともに周辺道路整備も一緒にやってほしい。
洪川	平成23年6月17日	18人	① 東西を結ぶ道路整備は必要である。 ② 国道1号線との交差部には、現状と同じように立体交差機能を残してもらいたい。 ③ 商店街のマンポの活用と商店街との連携をどのように進めるのか。	●道路は、将来のことを考えれば2車線ではなく4車線が必要と考える。 ●JRと1号線の間に道路がないので道路を作っていただきたい。 ●1号線と旧草津川の道路では、立体交差を考えた方がいいのではないかと。 ●基本方針にある「まちと暮らしにうるおいを…」とあるが、今の生活状況の中でイメージできない。 ●商店街とどうタイアップしていくのか。 ●旧東海道の公民館の前の現在のトンネル、マンポには価値観はない。昔のレンガ造りのアーチ型のマンポの形であれば価値があると思うのですが、その利活用によっては、大路与草津の商店街が活性化しない。
志津南	平成23年6月18日	8人	① 歴史的なトンネルを残してほしい。 ② 国道1号線の堤防は信号なしで横断できる。 ③ 区間4は民間ではなく、スポーツの拠点として整備してほしい。	●歴史的なトンネルJRも含めて残してほしい。草津の歴史観光ポイントとなっている。 ●堤防の市道は国道1号線の信号なしで上部を横断できる。平面化する必要はないのではないかと。 ●もうひとつ質問、防災についてどのように考えていますか。緊急時仮設住宅を建設する空地を利用するとか。 ●堤防を切り埋め、平地化すればいいという案です。 ●今整備する跡地利用の必然性あるのか。 ●区間4を民間での住宅開発で家をたてるよりは、スポーツエリアに含めて、スポーツの拠点として再検討の必要あるのではないかと。 ●区間6国道1号線から上にあがると栗東市になる。栗東市でもこういう説明をされているのか。されてないと格差がでてくる。 ●今の時点で整備の優先の区間が決まっていますか。 ●草津川の排水についてどう考えているのか。
山田	平成23年6月21日	28人	① 区間②は、周辺の農地と同じ高さにしてほしい。湿気がなくなるように。 ② 財源確保はどう考えているのか。	●財源確保はどのように考えているのか。 ●できれば区間2も堤防を切つてある程度平地化できないでしょうか。 ●草津市の天井川は草津を象徴するものであるから、先祖が築いてきたものをもっと残すべきではないでしょうか。 ●草津市の財政も圧迫している状況では、あまり利用されない施設の整備よりは、もともとの天井川を保存守っていくことがすべてだと思います。 ●区間4のように全体を取り払って、周辺の田畑が湿気のないようなことも考えていただきたい。歴史はめりかえられるので、計画について堤防の解体もいいと思っています。 ●土があまったからといって、そこに持っていくことになったら困るのです。暫定利用についても、何百万かけて整備しているの。そういうことのないようにお願いします。
笠縫	平成23年6月25日	39人	① JRと草津川により4つに分断されてきた、これを解消できるようにしてほしい。 ② 幹線道路でなく、スピードが出せない道路を。 ③ 上笠橋・浜街道の坂の高低差を解消してほしい。	●鉄道の東海線と草津川によって市が4つにわかれている。浜街道から東に一本通り抜けられる道路が昔からの夢です。そういう点を重視した計画が実現できればと思います。 ●草津市が買い取るかたちのうえで予算がどのくらいか。どこにもない街づくりについては、どういった考えをお持ちですか。 ●世界遺産にでもしてほしい価値の高い草津川でしたが、2か所も切られてしまっています。1回壊したら作ることができない訳ですから、草津市民にとってきちんとしたものを計画してほしいです。 ●本来の趣旨からして幹線道路であるべきではないと思うのです。幅員等のはなしもありますが、たとえば、くねらした道やがたがたの道、通ることはできてもスピードを出して通ることのないようにした方がいいと思います。 ●大人の意見だけでなく、小中高生の意見も取り入れる。 ●上笠橋と浜街道の坂がきついで、山田から上笠まで高齢者が買い物に来られますが、途中で休んでおられ、困っておられる姿をみます。高低差の解消を御願います。
草津	平成23年6月27日	47人	① 堤防が地震に耐えられなく崩壊する。 ② パブリックコメントの意見は、地域住民の声ではない。 ③ 草津川の関係で地盤沈下を起こしている。賑わいのある森などもきれいでないことを認識してほしい。	●川底の地下水は流れているのか。 ●われわれの地域は、のり面5メートルで川底が屋根。震動に耐えられるのか、立命館大学の先生がこの土は危ないとおっしゃっていた。そのようなところに大木が生えており、地震が起これば崩れますよ。 ●H19から20国土工事務所の方とお話した時に、国道1号線のトンネルはかなり危険で、堤体をとって橋にしたほうが良いと言われていた。 ●歩道も長谷川製材所のところでとまっている。両側に歩道できるとすごくありがたい。後からなかなかできにくいので作っていただきたい。 ●歩道については高齢者に坂はきついです。是非、お願いします。それと東日本大地震をみていても、どのくらいの震度なら耐えられる構造ですか。 ●山手幹線整備へのアクセスはどうするのか。 ●パブリックコメントの意見は地域住民の意見ではないですよ。この場で出されている意見が地域の意見ですので、そのように理解してください。 ●今もパラパラ落ちてくる。地盤沈下している。傾いてきている。会議所のほうもずり落ちてきている。安心できる状態ではない。賑わいのある森などもきれいなものじゃないことを認識してほしいです。
老上	平成23年6月28日	12人	① 堤防はどの程度落ちるのか。 ② 平地化されると思っていた。 ③ 事業費の負担はどうなっているのか。	●草津川の堤防は、どのくらい落とされるのですか ●出席者が少なかった。私は、町内の回覧で知ったが、自治会にお願いしてもらえたら、もう少し多くなったのではないのでしょうか。 ●費用の負担はどうなっていますか。 ●草津川が平地化されると思っていたのですが、自転車移動するのに、自転車ゾーン等の計画は無理なのではないでしょうか。 ●桜はどうされるのですか。
矢倉	平成23年6月29日	10人	① 草津川のシンボルである天井川を残す方法を考えてほしい。 ② 国道が渋滞を起こしているのを、立体部分を残す。 ③ 事業費と完成見込みは。	●国道1号線のところですが、歴史的背景のトンネルで、天井川を感じられる場所なので、トンネルをとるのではなく、残す工夫はできないのでしょうか。他にない草津のシンボルである天井川を残す方法はないのでしょうか。 ●国道交差点ですが、国道に出るところで渋滞している。出来れば、立体交差部分も残してもらいたい。 ●どのくらいの事業費がかかり、いつまでに完成するのかを見込まれていますか。 ●草津は公衆トイレが少ないです。観光メインにするなら心地の良いトイレをたくさん作ってもらうことも計画の中に盛り込んでほしいです。

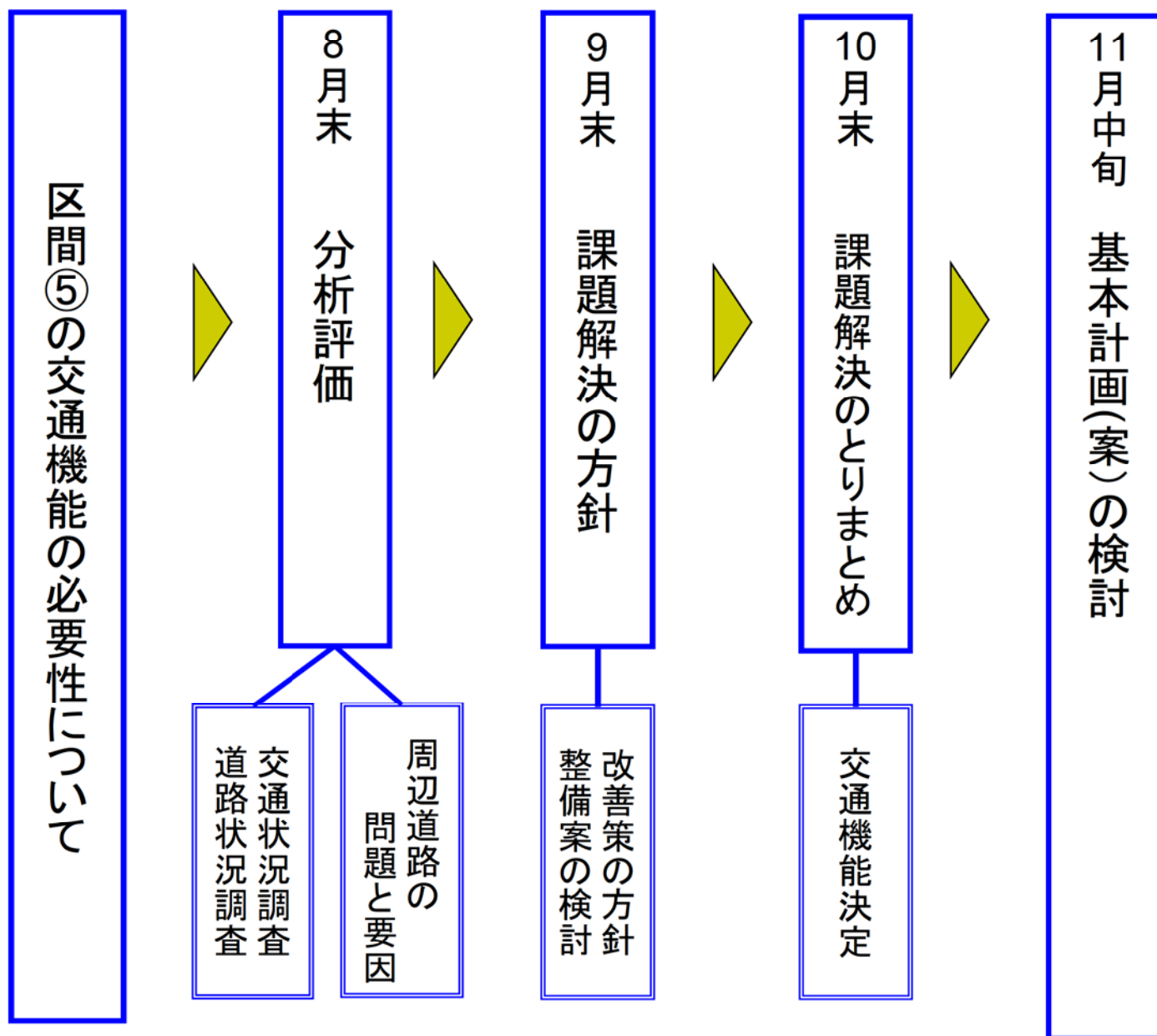
草津川跡地利用基本構想にかかる13学区・地区説明会の意見・質問一覧

学区・地区	開催日	参加人数	意見・質問の要約	主要な意見・質問
南笠東	平成23年7月1日	19人	① 緑軸というが車道では問題がある。 ② 歴史に力が入ってきた地域であるが、成果を評価してほしい。 ③ 税の公平性を考えてほしい。	●税の公平性の観点から言えば、草津の共有資産として公正な地域整備をお願いしたい。 ●国、県の負担と地元の出資割合についてお願いします。 ●潤いのある緑軸を構想しながら車道だと排気ガスの問題があると思います。 ●今まで、随分、歴史ということで力を入れてこられた地域ですね。周辺地域から見ますと、にぎわいに今までエネルギーをかけてこられた成果が出ているのか。その点の再評価を聞かれないままに、地域の意見と言われて、計画が膨らんでいくので、市が計画される場合に、どの程度の目安をもって答えようとしているのですか。 ●堤防をつぶしたら、昆虫や虫がでて、近所迷惑にならないですか。近所の方が心配されていた。
玉川	平成23年7月4日	15人	① 施設の維持管理が継続できるのか。 ② ボランティアで管理出来ない。 ③ 防災上具体的にヘリの駐機やトラックの輸送などが考えられているのか。	●事業費はどれくらいを予定されているか 施設ができたあとの保全費用についてはどれくらいですか。 ●元々、基本構想では道路をつくるようになっていたと思う。 ●多くの公園を造るようになってきているが、市が維持管理を続けることは到底出来ない。 ●協働といっているが、ボランティアが全部してくれますか。 ●総花的な計画で、あっちもこっちも顔を立てて、果たしてこれで仕事ができるのかなと思います。 ●今の桜が永遠に続くのであればいいが、枯れて植え替えていかなければならないのであれば、それらを考慮して計画をする必要がある。 ●東日本大震災に被災支援にいきまして感じましたのが、この草津川跡地で、ヘリコプターが安全に何機駐機できるか。 ●自衛隊のトラックが人員を迅速に配置できるルートの有無についてお聞きしたい。 ●駅前のマンションの子供たちや住民の避難場所が小学校グラウンドだけでは足りないのではないのか。安全に避難できるのは、草津川跡地ではないのかと意見がでていました。 ●草津川にテントがはれるか。仮設住宅についても具体的にわかりましたら、お聞かせください。
常盤	平成23年7月6日	10人	意見なし	意見なし
笠縫東	平成23年7月8日	16人	① 日本一の植木鉢として、季節の花を植え集客してほしい。 ② 区間⑤は、昔の草津川を復元し、徒渡りを再現してほしい。 ③ 区間④の堤防を残してほしい。	●日本一大きな植木鉢をキャッチコピーに、季節の花を植え、上からも下からも花が広がり、草津市民だけでなく、周りから人を集める画策をしてほしい。 ●博物館、水生植物園もあるので、シャトルバスを出して、みてもらうことでも草津をアピールする。 ●住民を前に押し立てて、みんなで協力できるような目的意識を持って、それを行政が指導する。 ●新草津川、旧草津川、草津川廃川敷地、草津川跡地と説明するのに統一しないとバラバラであること。 ●5区間は人と出会い歴史を伝える区間、中山道の徒渡りや渡し場、昔を復元するのに草津川は最高の時期で、構想にいられたらいいか。 ●国道1号線の天井川を除去する件ですが、景観条例を施行するにあたって、合理性だけを追求して堤体をつぶすのはどうなのか。 ●昨年、まちあかりをしましたが、光の流れが綺麗で魅力的でした。区間4は原型を残す形は無理なのですか。草津のシンボルである天井川の活用は、市民と行政の共同事業としてモデルとして、元気を発信できるのではないのでしょうか。 ●すんなりとはいかないのではないのでしょうか。区間4と区間5はいきそうにないように思います。 ●全部、計画ができてから一斉にかかるのか。周辺の町内の合意ができてから着工するのか。 ●国と県と市と3分の1ずつ、資金を出し合うのか。また、出してくれるのか。
大路	平成23年7月9日	57人	① 防災を最優先に検討してもらいたい。 ② 液状化が起こることを念頭において検討してもらいたい。 ③ 平面化し、広く利用できるようにしてください。 ④ 昔から残っているものは、できるだけ残して、道路は作らないでください。 ⑤ 急がずにゆっくり検討していただきたい。	●環境、観光、歴史、この中で何を優先してやっていくのか。大地震で大停電があった場合、防火水槽、防火用水がどれくらいあるのか。防災を優先の課題にしてほしい。 ●旧草津川の跡地を、自動車専用道路にするとありますが、大地震がおきたときに、多に活用できると真剣に考えているのか。琵琶湖の湖岸は、ほとんどが埋め立てです。液状化の発生が想定されるのに、草津川跡地に道路を設けて、いざ大災害が発生したときに本当に活用できるかどうか分からない。 ●どのくらいの堤防をとって、幅員についても説明がないので分かりませんが、盛り土はなるべくしないほうがいいと思います。地震があったときに液状化など問題が起きてくると思います。桜の木の植わっている堤防をとった方が、広く使えると思います。 ●国道1号線についても、平面化にするとされていますし、湖南幹線についてもなっていますね。全体的に、堤防をとる方がきれいな町並みができると思います。 ●大きな計画ですので、市や県としても、いい加減な計画をしないで、完全にこれならいけるといって計画をしていただき、また皆に説明をお願いします。 ●近辺に公園や緑が少なく、騒音、排気ガスにまみれて生活しています。たまに、区間5の堤防へ散歩に行くのですが、緑や自然があって、ほっとします。そこへ車道をつくるお話がでていて、賑やかで、やかましくなって、排気ガスがまたでるので、車道にはしていただきたくないです。 ●本陣も知らずに来ましたが、歴史的なものも残していただきたいです。草津川には駅前でありながら、春には鶯も鳴きます。防災も大事ですが、構想をねっていただいで、是非、進めていってほしいです。 ●急がずにゆっくり検討していただきたい。昔から残っているものは、できるだけ残していただきたい。道路は作ったら作っただけそこが混雑するので、総合的な車の渋滞なども考えていただきたい。 ●お金の関係もあると思いますが、どのゾーンからやっていくのですか。 ●今後、こういう会議がある時は、確実な方法でお知らせいただきたいです。
参加総人数		296人		
平均参加人数		22.8人		



基本構想における課題整理の流れ

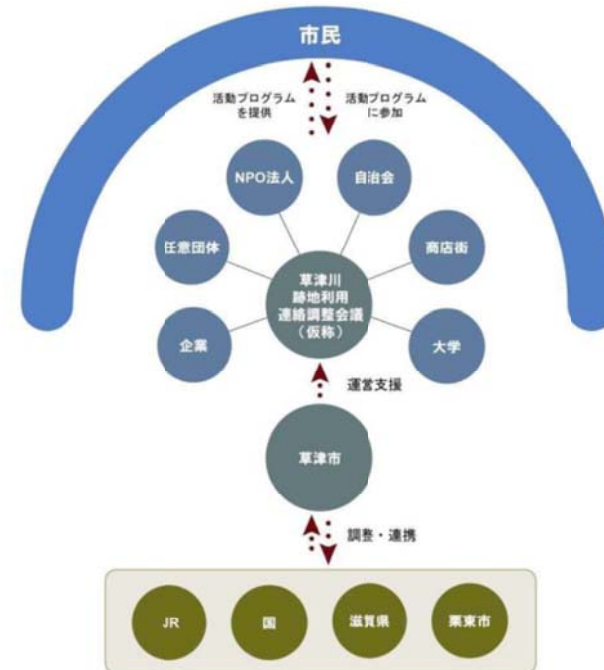
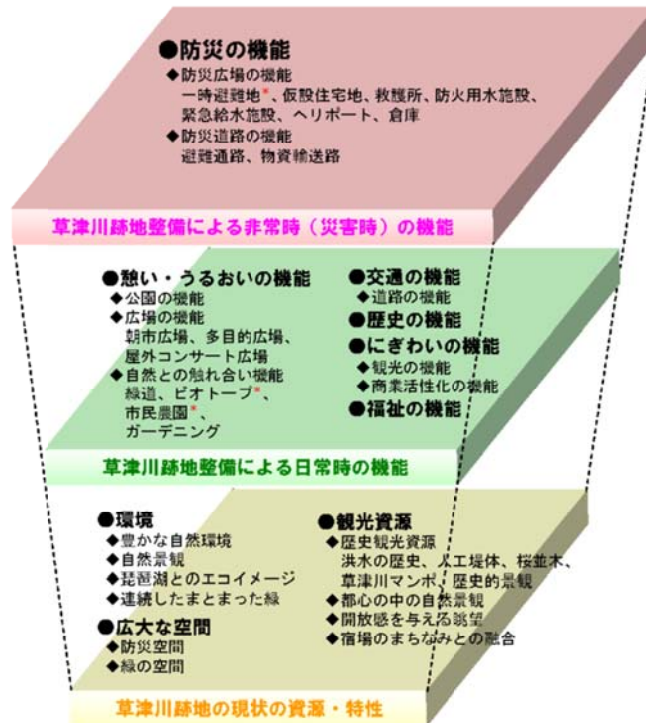
資料6



トータルデザインの必要性

【基本構想に掲げる仕組みづくり】

資料7



階層的な効果を発揮する仕組みづくり
（ハード面+ソフト面の設計・デザイン）

市民との協働による管理運営の仕組みづくり
（コミュニティの設計・デザイン）

トータルデザインの必要性

【基本計画におけるトータルデザイン】

●トータルデザインの必要性

基本計画では、基本構想で示された内容をより具体化するため、階層的な効果を発揮する仕組みづくりと市民との協働による管理運営の仕組みづくりを総合的に設計・デザイン(トータルデザイン)することが求められる。

●トータルデザイン検討内容

- ◇ランドスケープの統一デザイン
- ◇将来にわたって市民に愛され持続的に利用される空間デザイン
- ◇跡地空間を活用した市民活動の担い手プログラムの
支援・運営・維持管理のデザイン
- ◇行政の実施するソフト施策との連携のプランニング
- ◇オープンカフェなどを配置した、にぎわい空間創出のプランニングから
事業化に向けた方策 等